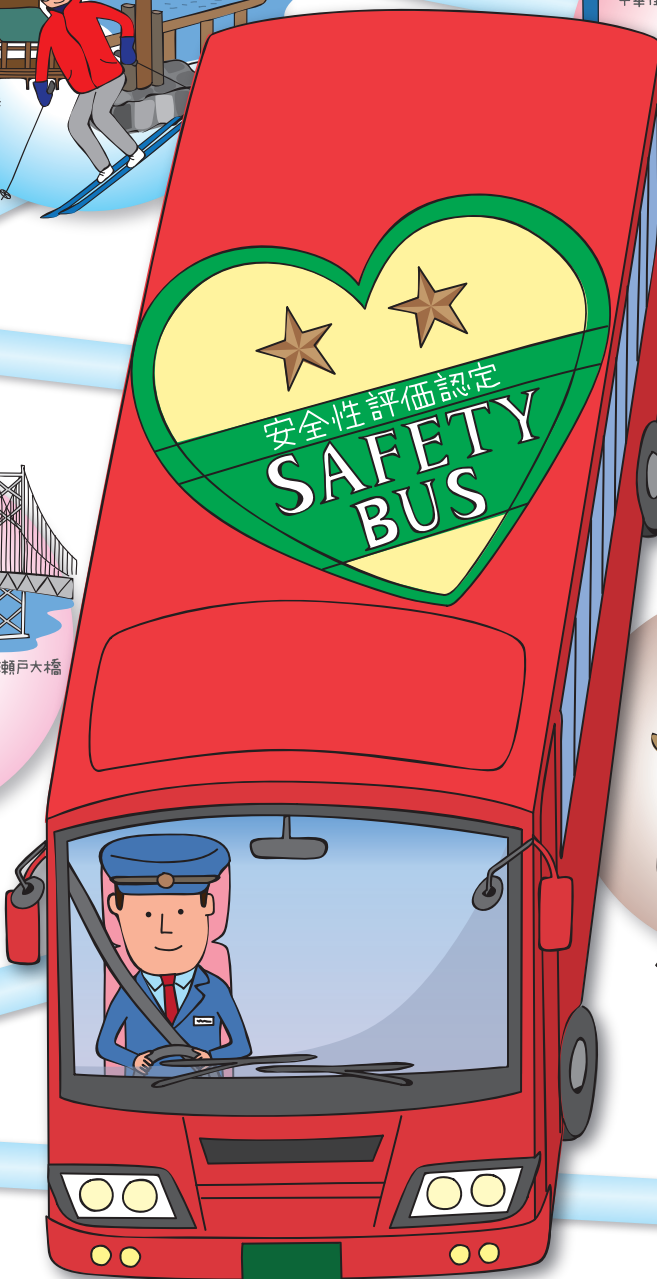
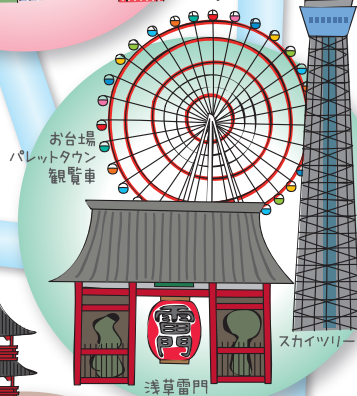
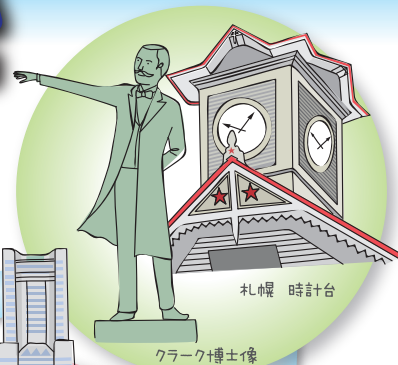
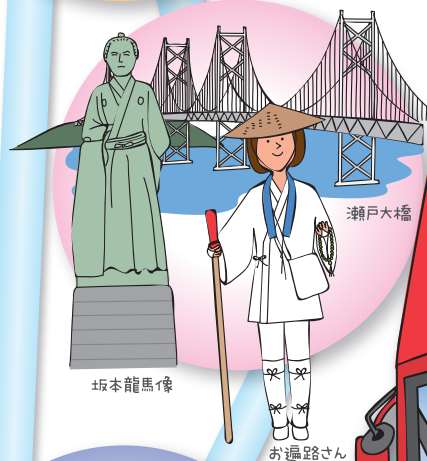


さらなる安全を 目指して

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を
ぜひ、ご活用ください。



「SAFETY BUS」(セーフティバス)マークステッカーが貼ってあるバス車両は、運転者の安全教育・適性診断・健康管理、車両点検整備の実施など、高いレベルでの安全確保への取組状況が、優良なバス会社であることを示すものです。旅行会社の募集型企画旅行や貸切バス会社をお選びいただく際の基準としてご活用ください。

平成27年
6月30日現在の
認定事業者

認定事業者数

616 社
(うち、二つ星 319 社)

認定事業者の車両数 17,350 両

※認定は事業者単位

制度と最新の認定事業者の概要は、
日本バス協会ホームページでご覧下さい。
<http://www.bus.or.jp>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9F
TEL.03-3216-4011 FAX.03-3216-4016

貸切バス事業者安全性評価認定委員会



公益社団法人 日本バス協会

貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定事業者の公表

◆貸切バス事業者安全性評価認定制度とは◆

貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施しています。

※本制度は安全性に対する取組状況等を評価・認定する制度であり、事故が発生しないことを保証するものではありませんので予めご了承ください。

◆法令遵守事項と安全確保への取組み状況を書類審査と訪問審査で確認しています◆

法令遵守事項 37項目

安全性に対する取組 27項目 (配点60点)

- ・記録機能を有するシステム化されたアルコールチェッカーを使用して厳正な点呼を行っているか
- ・デジタル式運行記録計を活用しているか
- ・ドライブレコーダーを導入して教育・指導を行っているか
- ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)や脳検診等を実施している 等



事故及び行政処分状況 2項目 (配点20点)

- ・過去2年間に有責の死傷事故が発生していないか
- ・過去2年間行政処分による累積点数は配点から差し引き 等



運輸安全マネジメント状況 10項目 (配点20点)

- ・輸送の安全確保の責任体制
- ・安全方針の策定と全従業員への周知徹底
- ・安全に対する会社を挙げての取組み
- ・自動車事故対策機構等の運輸安全マネジメント認定セミナーを活用しているか 等



◆訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定について◆

訪日外国人旅行者を受け入れるに当たって、供給能力が制約要因にならないよう、より一層の受け入れ体制の整備等が必要なため、貸切バスに係る臨時営業区域を柔軟に設定できる特例措置があります。

特例措置の内容

- ①対象事業者 → 日本バス協会が実施する**貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)**を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- ②営業区域 → (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する道府県を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とする。
- ③対象旅客 → 訪日外国人旅行者
- ④期間 → 定められた期間

(イ)のケース(関東ブロックの例)

神奈川県に営業所



東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県を臨時営業区域とする。

さらなる安全性を目指して

キャリアアップ

- 訪問審査による現地確認
- 有効期間は二年間の更新制



最初は「**一つ星**」で**スタート**
60点以上 安全確保への取組みが優秀な貸切バス事業者

「**一つ星**」から「**二つ星**」へ**アップ**
80点以上 高いレベルでの安全確保への取組みを持続

「**二つ星**」から「**三つ星**」へ**アップ**
80点以上 高いレベルでの安全確保への取組みをさらに持続

初申請は、合計点数が60点以上で「**一つ星**」
更新1回は60~79点で「**一つ星**」、80点以上で「**二つ星**」
更新2回は更新1回以降、継続して80点以上は「**三つ星**」